

県北広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年10月14日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 侍浜夏井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市侍浜町本波第11地割61番3地先から麦生第8地割27番1地先まで	新	B 80.0～8.7 m	m 1,827.0
	旧	A 62.0～6.2	2,060.4
		B 80.0～8.7	1,827.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年10月14日から同年11月14日まで